

独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について

平成26年6月25日

情報セキュリティ対策推進会議

独立行政法人においても政府機関と同様、国の重要な情報に相当する情報が取り扱われているところ、昨今のサイバー攻撃事案において、独立行政法人が標的となっている事例が複数判明している。係る状況に鑑みると、独立行政法人においても、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえた対策を講じるべきであり、以下1.～3.の措置を通じてセキュリティ対策の強化を図っていくこととする。なお、第186回国会（常会）において「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」が可決されたことに伴い、実施されることとなる独立行政法人制度の改革も踏まえつつ、速やかな対策の実施が求められる。

1. 独立行政法人の業務計画の一つとして情報セキュリティ対策の位置付け

独立行政法人の毎年の年度計画（法人の分類によっては、事業計画）に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画（法人の分類によっては、事業計画）の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標（法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標）にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。

2. 実効性のあるインシデント情報共有体制の構築

被害の拡大防止等の観点から、インシデント情報を各独立行政法人において迅速かつ有効活用するため、所管府省庁を通じた情報連絡体制を構築する。インシデント対応の際には経営判断が求められる場合もあることから、実務者レベルと並行して、所管府省庁管理職、独立行政法人役員レベルにもインシデント情報及び対応状況が周知される体制とする。情報共有体制を通じて、インシデント発覚時のNISCへの情報提供、NISCからの注意喚起の双方向の円滑な情報連絡を図る。

3. 業務実績評価時における情報セキュリティ対策の確認

各独立行政法人は、事業年度ごとに通則法に基づき主務大臣による業務の実

績等に関する評価を受ける。その際に、主務大臣は情報セキュリティ対策の実施状況に関しても評価を行い、評価結果を公表する。係る評価結果に関しては、NISCにおいても確認し、必要に応じて所管府省庁に対して助言等を行うものとする。

(参考) 対策のイメージ

1. 業務計画の中で情報セキュリティ対策を位置付け、重点化 政府統一基準群を踏まえた対策を独立行政法人にも適用
2. 連絡体制構築により、迅速な情報連絡・共有 経営管理層も含めた体制による事態対処体制の充実
3. 業績評価の際にフォローアップし、対策を着実に推進 対策の実効性確保のための推進力

(参考) 独立行政法人通則法(改正後)(抄)

第二節 中期目標管理法人

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2・3 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該中期目標管理法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

5・6 (略)

第三節 国立研究開発法人

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中長期目標」という)を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2～6 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一～三 (略)

2～6 (略)

7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8・9 (略)

第四節 行政執行法人

(年度目標)

第三十五条の九 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する事業年度ごとの目標（以下「年度目標」という）を定め、これを当該行政執行法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2・3 (略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価)

第三十五条の十一 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

2～5 (略)

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該行政執行法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、同項の評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

7 (略)